

令和元年10月18日  
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ  
～令和元年台風第19号による大雨に伴う洪水警報・注意報の発表基準の  
暫定的な運用について（第2報）～

**令和元年台風第19号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用します。**

令和元年台風第19号による大雨により堤防が決壊するなど甚大な被害が発生した県では、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、埼玉県及び長野県においても、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用することとしましたのでお知らせします。

暫定基準：通常基準の7割

暫定基準を設ける市町村：

埼玉県 全市町村

長野県 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、上田市、東御市、青木村、長和町、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、松本市（松本に限る。）、塩尻市（塩尻に限る。）、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

なお、引き続き、河川施設の復旧状況や降雨と災害との関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。